

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療保険料の納付方法は、普通徴収(納付書又は口座振替)と特別徴収(年金天引き)の2通りがあり、年金受給額等によって変わります。送付される通知をご確認ください。

■普通徴収(7月中旬に送付)

町から送付される納付書で、納期限内に役場や金融機関等でお支払いいただきます。また、申請により口座振替も利用できます。

■特別徴収(7月下旬に送付)

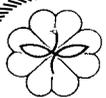
年金支給の際に、年金の受給額から保険料が天引きされます。
(年度途中で被保険者資格を取得された方は、一定期間、普通徴収後に特別徴収に変更になります。)

後期高齢者医療被保険者証の更新時期です

新しい保険証(有効期限:平成24年7月31日)を7月下旬に送付します。現在ご使用の保険証は、7月31日(日)で使用できなくなりますのでご注意ください。

小鳩だより

松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
問合せ／福祉健康課社会福祉担当 ☎ 991-1874



「災害時一人も見逃さない運動」について

東日本大震災から間もなく4カ月が経ちます。今回の震災により多くの方が被災され、今もなお避難生活を強いられています。民生委員・児童委員協議会では、「災害時一人も見逃さない運動」を展開し、要援護者の把握に努めています。

皆さんも災害時に慌てないよう、もう一度身のまわりを見直しましょう。

【災害時の心得】

- いざという時、自分を守るのは自分自身、安全を最優先に！
- 火を出さない対策と、お風呂の水を抜かないなどの備えを！
- 非常用備品の点検と保管場所の確認を！
- 避難場所と家族合流場所の確認を！
- 災害時助け合えるのは遠い親戚より近くの他人です。日ごろから声を掛け合い、地域の人と交流を図ることが大切です。

民生委員・児童委員はいつもそばにいます

ZOOM UP!

人権擁護委員による啓発活動が行われました【6月1日】



「人権擁護委員の日」にあわせ、町内3人の人権擁護委員が、役場玄関前で、人権への理解を深めるための啓発活動を行いました。

ハンギング講座が行われました【6月11日】



日本ハンギングバスケット協会マスターの横田先生を講師に、午前・午後合わせて50名の方が参加し、ハンギングバスケットに花の苗を植え込みました。作品は公園内に展示しています。

第26回交通安全子ども自転車乗り大会が行われました【6月15日】



大会には、松伏町、三郷市、吉川市の小学校、30校が出場し、自転車の運転技術を競いました。松伏町からは金杉小学校が4位に入賞しました。

今月の表紙



まつぶし緑の丘公園で、地元住民でつくる大川戸地区県営公園整備促進委員会の主催により、第6回ポピーまつりが開催されました。約3,000の方が来場され、ポピーの花摘み、各種アトラクションや模擬店、農産物直売などを楽しんでいました。